

耐震診断結果の公表【要安全確認計画記載建築物】

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

【事務所】

No.	市町村	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	高槻市	エクセレント城北	城北町一丁目 105番2	事務所	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.46$ 、 $C_{TU} \cdot S_D=0.29$		未定	
2	高槻市	土屋第3ビル	城北町一丁目 101番、101番3、 101番4	事務所	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.6$ 、 $C_{TU} \cdot S_D=0.38$		未定	
3	高槻市	望月ビル	幸町 119番4	事務所	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.13$ 、 $q=0.13$		未定	
4	高槻市	リーベン城北	城北町二丁目 415番4	事務所	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.03$ 、 $q=0.13$		未定	

5	高槻市	高槻ビル	城北町二丁目 223番1	事務所	(一財)日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ 、 $C_{TU} \cdot S_D=0.64$			
---	-----	------	-----------------	-----	--------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--	--	--

耐震診断結果の公表【要安全確認計画記載建築物】
 建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

【銀行】

No.	市町村	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	高槻市	京都銀行 高槻城北支店	城北町二丁目 132番1	銀行	(一財)日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診 断指針」(1996年版)	Is=0.65、q=1.09			

耐震診断結果の公表【要安全確認計画記載建築物】

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

【共同住宅】

No.	市町村	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	高槻市	高槻センチュリーマンション	千代田町95番1	共同住宅	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.35$ 、 $C_{TU} \cdot S_D=0.22$		未定	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2001年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
(一財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G_{is} < 1.0$
			$1.0 \leq G_{is}$
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I : 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

II : 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある

III : 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

(※) I_{so} については、備考欄に特記がない限り、0.6とする。

(※) Z、G、Uについては、備考欄に特記がない限り、1.0とする。